

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、法人の保育理念と保育方針に基づいて、系列園5園の園長と主任が協議を重ね作成しています。全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨をとらえて作成されており、保育所保育指針で求められている子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容を詳細に設定しています。全体的な計画の中の、各園ごとの保育の特色や、地域支援、地域交流などの内容については、各園で職員の意見を反映させながら、作成しています。職員は、保育理念と保育方針、全体的な計画を基に話し合いを行って、年間指導計画と月間指導計画、週案の作成につなげています。また、保育所保育指針について、より理解を深めるために職員会議などで読み合わせを行うなど学び合っています。毎年度末には、指導計画に対する保育の実践の振り返りを行うとともに、全体的な計画の評価と見直しにつなげています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>各保育室内は、窓から入り込む採光とひのきの家具の温かみが調和した心地良い空間となっていて、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう、コーナーづくりを工夫しています。玄関やエントランスには、四季が感じられるように飾り付けが施され、保護者や訪問者を気持ち良く迎え入れる雰囲気づくりに配慮しています。園内は全熱交換器型換気システムと温水式の床暖房が導入されており、換気や温湿度などの環境管理が適切に行われています。3～5歳児クラスは、食事の際は調理室の隣にあるランチルームを利用し、午睡のスペースが別に確保されています。0～2歳児クラスは、保育室での食事のあとに職員がていねいに清掃、消毒をして、午睡の準備を行っています。各場所の清掃及び備品やおもちゃなどの消毒は、マニュアルに沿って適切に実施され清潔な状態が保たれています。また、新型コロナウイルス感染予防のためのマニュアルを作成し、換気や消毒などを強化しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者から入手した家庭状況や生活状況、子どもの健康状態などは、面談記録とともに個別の児童票にファイリングされています。0～2歳児クラスは毎月、3～5歳児クラスは3か月に1回、子どもごとに個別の指導計画を作成しており、個々の発達や状況に応じて声かけ方法や援助方法などの配慮が記載されています。また、子ども一人ひとりの発達記録や経過記録を定期的に記載して、必要な情報を職員間で共有し、子どもとのかかわり方を統一できるようにしています。職員は、子どもが言葉にできない思いをくみ取り、安心してありのままの姿を表現できるよう、一对一での対話の時間を持つことを意識し、気持ちを代弁するなどして配慮することを心がけています。園内研修では、具体的な事例を取り上げ、子どもに対する言葉づかいや対応について意見交換を行いながら学び合っており、子ども一人ひとりの個性を尊重して保育にあたることを共通認識とし、実践につなげています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じて、着替えや排泄など、生活面でのねらいを各クラスの週案で設定しています。職員は、子ども個々の状況や配慮事項を共有し、子どものやろうとする気持ちを尊重して援助にあたっています。また、異年齢での縦割り保育を通して、子どもたちが自然と生活習慣を身につけられる環境づくりに配慮しており、3～5歳児クラスの朝の会などで、洋服の着脱方法やおもちゃの片付け方法などを伝えています。子どもたちは、年上の子どもが年下の子どもに洋服のたたみ方を教えてあげるなど、思いやりやあこがれの気持ちをはぐみながら、日々の生活の中での経験を積み重ねています。手洗い場やトイレに子どもにわかりやすいようなポスターを掲示したり、歌をうたいながら手洗いを覚えられるようにしたり、月に一度行っている保健指導では、紙芝居や人形を用いるなどして子どもが楽しみながら基本的な生活習慣を身につけられるよう工夫しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>各保育室には、年齢に応じたさまざまなおもちゃや絵本が準備されており、コーナーを設定して子どもが好きなおもちゃを自分で選んでじっくり遊び込めるようになっています。園では、3～5歳児クラスの縦割り保育で、年上の子どもと年下の子どもが違いを認め合いながら、協力し合う「育ち合い」の保育を旨としており、発表会の劇の題材をみんなで話し合いながら決めたり、合奏の楽器を自分で選んだり、子どもたちの主体性を大切に活動できるようにしています。また、散歩や園庭遊びなど、戸外活動を積極的に取り入れて、ボール遊びや鬼ごっこなどで全身を使って遊べるようにしています。園庭にはけやきなどの樹木や池があり、裏山には竹林があるなど、子どもが自然と身近に触れ合える環境があります。子どもたちは、園庭の菜園で野菜を育てたり、かぶと虫や金魚を飼育したりしています。職員は、散歩の道中や公園で出会う地域の人と積極的に挨拶や会話を交わし、子どもたちも自然と挨拶ができるよう配慮しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児の担当保育士は、日々の送迎時や連絡帳での保護者とのやり取りを通して、子どもの様子を共有しています。子どもの健康面の観察や離乳食の進め方などについて看護師、栄養士とも連携を図りながら、0歳児が長時間過ごすことに適した生活環境を提供できるよう努めています。0歳児では、子ども一人ひとりの担当保育士を決めて、おむつ替えや食事の援助などをなるべく同じ保育士が行えるようシフトづくりを調整しています。一対一のかかわりを多く持ち、子どもの表情をくみ取りながら、応答的な対応に心がけ、子どもが安心して保育士との愛着関係が持てるように配慮しています。また、マットやボールを用いて登る、くぐる、投げるなどの全身を使う遊びを用意したり、手作りおもちゃを工夫して指先を使ったり、音を楽しんだりできるようにしており、0歳児が興味と関心を持って遊びを見つけられる環境づくりを行っています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳以上3歳未満児の保育においては、子ども個々の発達や状況に応じて、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に保育にあたることを心がけており、安全面に留意して行動範囲を上げられるよう環境づくりを行っています。パズルやブロックなどのおもちゃや、新聞紙や毛糸などの素材を準備して、遊びが展開できるように援助しています。友だちとのかかわりが増えてくる中で、おもちゃなどの貸し借りができるように保育士が子どもに声かけをしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。2歳児は、朝夕の合同保育の際に3～5歳児クラスといっしょに過ごしていて、年上の子どものまねをして、ごっこ遊びをしたり、おもちゃの使い方を教えてもらったりしています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳で子どもの様子を共有し、離乳食やトイレトレーニングについても、保護者の意向を確認しながら、進めています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児は、いす取りゲームやカードゲームなど、年上の子どもにルールを教えてもらいながら、友だちといっしょに楽しく遊ぶ経験を積み重ねています。4歳児は、運動会で頑張ったことなどをみんなの前で発表して自信につながったり、友だちの意見を聞いて共感したりしながら、成長しています。5歳児は、みんなで相談しながら落ち葉やどんぐりなどを使って貼り絵を製作して保育室の壁面に飾ったり、お泊り保育でお化け屋敷の飾りつけをみんなで協力し合って製作したりするなど、さまざまな活動を通して主体性をはぐくんでいます。3～5歳児では異年齢での縦割り保育を中心とした活動の中で、職員はそれぞれの年齢に応じた保育内容を計画し、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。また、近隣の小学校が開催する作品展に5歳児の作品も展示してもらうなどして、園での活動の様子を地域の人に知ってもらえるよう努めています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園内には、エレベーター、多目的トイレが設置されており、出入り口を含め建物内は段差がなく、バリアフリーの構造となっています。障がいのある子どもなどの保育において、配慮が必要な場合は、ケース会議で子どもの状況に応じた適切な対応について話し合い、横浜市北部地域療育センターからのアドバイスも反映させて、個別に「特別支援指導計画」を作成しています。職員は、社内研修や外部研修で障がいのある子どもに関する保育について学び、知識を深めるとともに、指導計画に基づいて保育の実践につなげ、日々の子どもの成長の様子を記録して職員間で共有し、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めています。また、いっしょに活動する中で、ほかの子どもから生まれる疑問に対してわかりやすく説明し、子ども同士が自然にかかわれるよう配慮しています。入園のしおりに、障がいのある子どもに関する保育について園の姿勢を明記しており、必要に応じて、保護者懇談会などで説明を行っています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間保育については、子ども一人ひとりとていねいにかかわる中で、子どもの気持ちや体調の変化をくみ取りながら、情緒の安定や生活リズムに配慮して、年齢ごとの指導計画を作成しています。保育室内ではサークルやマットを活用し、安全に遊べるスペースを作り、子どもの体調に応じて横になれるよう別室を使うなど、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。職員は、スキンシップを多くとり、子どもがさみしさを感じないよう配慮しています。夕方以降の既定の時間には、おにぎりや焼きそばなどの補食を提供しています。子どもの様子については、伝達ノートに記載し、職員間で口頭でも申し送りを行って、お迎え時に担当する職員が保護者に伝え漏れのないようにしています。また、担任の保育士が、保護者と直接会えるようシフトを調整したり、電話をかけたたりして、保護者とコミュニケーションが図れるよう配慮しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に、地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画には、就学に向けたアプローチカリキュラムとして、小学校の作品展に5歳児の作品を出展して見学に訪れることなどが組み込まれています。コロナ禍の影響により、今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校を訪問して在學生に教室や図書室などを案内してもらい、授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。これらの活動については、園便りや保護者懇談会を通じて保護者に伝えており、必要に応じて個人面談を行うなどして、就学を控えた5歳児の保護者の安心につながっています。幼保小連絡会の会議や研修に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行うなどしているほか、進学先の教員が園を訪れ、話し合う機会を設け、引き継ぎなどを行っています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「もりの風保育園業務マニュアル」には、登園時及び保育中の健康観察について明記されており、職員は、マニュアルに沿って子どもの様子や体調を注意深く観察して健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどは、保護者に電話連絡をして迅速に適切な対応を行っています。既往症や予防接種の状況などについて保護者から入手した新しい情報は、児童票の所定の箇所に追記して職員間で共有しています。年度ごとに「健康管理保健計画」を作成しており、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。「保健だより」を毎月発行し、園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研修を行い、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに呼吸や顔色などを確認し記録しています。入園のしおりにも乳幼児突然死症候群の予防策などを記載して、保護者に情報提供を行っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定(全クラス・月1回)、3歳児の視聴覚検査(年1回)、3～5歳児の尿検査(年1回)を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して個別の児童票にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、健診日に受診ができなかった子どもに対しては、別日を設定して診察をしてもらうなどしています。歯科健診時には歯科衛生士による歯磨き指導を4、5歳児が受けており、園でも職員が紙芝居やペープサートを用いて歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応に関しては、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、マニュアルを作成しています。職員は、園内研修や外部研修に参加してアレルギー対応に関する知識を深めており、医師の記載した「アレルギー疾患生活管理指導表」の指示に従い、適切な対応を実施できるよう努めています。食物アレルギーのある場合は、入園時に園長と栄養士、担任保育士と保護者で面談を行って園での対応や保護者の意向などを確認しています。栄養士は、毎月の献立表にそれぞれのアレルギー食の対応について記載しており、担任保育士が保護者と献立表の確認を行っています。食事の提供の際は、食物アレルギーのある子どもに対してのみトレイを使用し、名札を付けるなどの対応を行い、食事の受け渡し時に栄養士と保育士が声出し確認を行って、誤食防止に努めています。入園のしおりには、アレルギー疾患のある子どもへの対応などについて記載し、保護者に園での取り組みを伝えています。</p>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 子どもの年齢ごとに食育計画を作成し、クッキングの実施や、食事のマナー、食材の栄養について、子どもが楽しみながら学べるよう、指導計画に食育を組み入れています。子どもが実際に野菜などの食材を目にしたたり触ったり、その日のメニューで使われている食材を三食食品群のボードに子どもたちが振り分けたりするなど、年齢に応じた日々の活動の中で、子どもたちが食に関する興味を持てるよう工夫しています。また、子どもたちが自分で食べられる量を職員に伝え、食事の量を調整したり、苦手な食材を少しずつ食べられるよう声かけをしたりして、子どもが完食できる満足感を味わえるようにしています。食器は安全性を重視して高強度磁器食器を使用し、年齢に応じて大きさや重さを調整しています。毎月、給食便りを発行し、子どもに人気のレシピを掲載するなど、保護者に情報提供しています。日々の給食サンプルは、玄関に置いて保護者がお迎え時に確認できるようにしていますが、現在はコロナ禍のため実施していません。		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 4月と10月に子どもたちの発育状況に応じて給与栄養目標量の見直しを図りながら、適切な数値設定を行い、系列園の栄養士が持ち回りで全系列園統一の献立表を作成しています。栄養士は、日々の残食の記録を記載し、実際に子どもの食べる様子を見て回ったり、子どもと会話をしたりしながら、食べる量や好き嫌いなどの把握に努めています。また、職員会議に参加して職員からの意見を聞き、系列園の栄養士会議で情報交換を行うなどして、食材のカット方法を変更するなど調理方法に反映させています。献立には、旬の食材を多く取り入れたり、ひな祭りやクリスマスなど季節の行事にちなんだメニューを組み入れたりして、季節感のある献立作りを行っています。また、月に一度、五平餅や鮭の西京焼きなどの郷土料理を提供しています。給食室における衛生管理マニュアルがあり、マニュアルに基づいて、給食室の清掃及び器具や備品の消毒を適切に行っています。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 園長はじめ職員は、日々の送迎時の会話や連絡帳のやり取りを通じて、保護者との情報交換を行い、子どもの様子を共有して双方で見守る体制づくりに努めています。例年は、クラスごとの保護者懇談会や個別の面談を行って、保育内容や子どもたちの様子を伝えていますが、新型コロナウイルス感染予防のため、今年度は電話での個別面談を実施しています。園のホームページで保護者だけが見ることのできる「スタッフブログ」は、写真も活用して子どもたちの活動の様子を伝えており、週に1回更新して、新しい情報を発信できるようにしています。また、懇談会などが実施できない状況から、今年度より、月に一度の園便りに加えて、クラスの活動やそのねらいなどをより詳細に伝えるため、「クラス通信」の発行も開始しています。例年は、保育参加と保育参観を実施して、保護者に直接保育に参加してもらう機会を設けています。今年度は、実施ができない状況でしたが、発表会の様子を動画に撮り、各家庭に配付する予定です。		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長はじめ職員は、日ごろから、積極的に保護者とのコミュニケーションを図ることを心がけており、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。職員が保護者から相談を受け付けた際は、園長と主任に報告し、受け付けた職員が適切な対応ができるよう、アドバイスをしています。また、内容によっては、看護師や栄養士も対応にあたるなど、園として迅速に対応する体制が構築されています。必要に応じて、保護者の就労などの事情に配慮して、面談日を調整しており、電話での相談にもいねいに対応しています。保護者からの相談内容は、所定の用紙に記録して個別にファイリングし、ケース会議を行うなどして継続的な支援が行えるようにしています。職員は、保護者対応やソーシャルワークに関する外部研修に参加して、研修内容を職員会議で報告し、職員間で学び合っています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>「もりの風保育園業務マニュアル」には、虐待の定義や種類、早期発見のポイントなどが明記されており、マニュアルに沿って、園内研修を行っています。また、虐待などの権利侵害の疑いがある場合の対応手順と、緑区こども家庭支援課、横浜市北部児童相談所などの連絡先リストも記載されており、職員に周知しています。職員は、マニュアルを基に、朝の受け入れ時などに子どもの様子観察を行うとともに、保護者の表情や声のトーンなどにも気を配り、声かけなどを行うよう心がけています。気になることがあった際は、朝のミーティングで職員間に周知し、適切な対応が行えるようにしています。緑区が主催する「要保護児童対策地域協議会」に園長が参加し、関係機関や他保育園、学校関係者、自治会役員らと地域の現状について共有し、事例を取り上げてグループ討議を行うなどしています。協議会で得た内容や情報は職員に報告するとともに、虐待などの権利侵害の早期発見、早期予防に園全体で取り組んでいます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、保育の実践や子どもたちの様子について、日々、クラス担当者間で話し合っており、保育日誌を記録して、週案と月間指導計画に対する振り返りを行っています。職員会議では、各クラスの保育内容や子どもたちの様子などについて共有し、子どもの発達状況に応じた計画内容になっているか、配慮事項などを含めて職員間で意見交換を行い、次の計画作成につなげています。職員個々の自己評価票は、法人が職種、階層別に作成しており、上期と下期に分けて年に2回、個々の職員が実施しています。自己評価票には、各自の努力した点や課題点、改善策などを記載しており、個々の自己評価の結果を踏まえ、保育の質の向上や専門性を高めるため、外部研修への積極的な参加や職員間でのグループ討議を実施し、保育のあり方について意見交換を行うなどの取り組みを行っています。職員個々の自己評価と話し合われた内容を踏まえて、園全体としての自己評価を行っています。</p>		